

令和3年北海道告示第10716号（令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定）の一部を次のように改正する。

令和4年3月10日

北海道知事 鈴木 直道

1を次のように改める。

（農政部所管分その9）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 強い農業づくり事業 産地競争力の強化、経営体の育成、次世代施設園芸地域展開の促進、水田農業高収益作物導入推進及び営農体系確立支援を図るため予算の範囲内で補助する。</p>		<p>市町村、農業者の組織する団体等が強い農業づくり事業を行う場合又は市町村等が強い農業づくり事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>		<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第145号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第145号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあつては別記1のとおり）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>	
(1) 整備事業								
ア 産地競争力の強化								
<p>(ア) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>〔土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全（小規模公害防除）の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用〕</p>	別記2のとおり		2分の1以内 (別記3に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					

(イ) 産地合理化の促進 a 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 b 集出荷貯蔵施設等再編利用 c 農産物処理加工施設等再編利用 d 食肉等流通体制再編整備 e 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 f 乳業再編等整備 (a) 効率的乳業施設整備 (b) 集送乳合理化推進整備 (c) 需給調整拠点施設整備	別記4のとおり		2分の1以内 (別記5に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)				
イ 経営体の育成							
(ア) 融資主体補助型 a 融資主体型補助事業 b 追加的信用供与補助事業	市町村		a 10分の3以内 (別記6に掲げる額を限度とする。) b 定額 (別記7に掲げる額を限度とする。) 				
ウ 担い手確保・経営強化	市町村						
(ア) 融資主体型補助事業			2分の1以内 (別記6の2に掲げる額を限度とする。)				
(イ) 追加的信用供与補助事業			定額 (別記7に掲げる額を限度とする。)				
(ウ) 附帯事務費			2分の1以内				

(2) 推進事業								
ア 次世代施設園芸地域展開の促進	農業者又は農業者の組織する団体及び北海道を必須構成員とする協議会並びに北海道を除く協議会構成員		定額 (別記8に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)					
イ 水田農業高収益作物導入推進								
(ア) 園芸作物導入促進事業	生産者団体		定額					
(イ) 園芸作物転換強化事業	生産者及び実需者を必須とし、その他市町村等により構成した協議会		定額 (リース方式による機械・施設の導入及び省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に係る経費にあつては2分の1以内)					
ウ 営農体系確立支援	生産者及び北海道(普及組織)を必須とし、その他ICTベンダー等により構成した協議会		定額					
エ 産地競争力の強化 (土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、生産体制保安、農産物販路拡大、環境保全型農業、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、生乳乳製品流通、多角的農作業コントラクター育成)	別記9のとおり		2分の1以内 (別記10に掲げる場合にあつては定額)					
2 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ住民居住地区におけるアイヌ農林漁家の経営の改善と経済的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う農林漁業者等の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 事業費 ア 農林業生産基盤整備事業費 イ 農林漁業経営近代化施設整備事業 ウ 特認事業費 (2) 附帯事務費	(1) 60分の43以内 (市町村が事業主体である場合にあつては3分の2以内) (2) 2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第62号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第62号様式	提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局又は振興局	

<p>3 G F P グローバル産地づくり推進事業</p> <p>道産農産物・水産物等の輸出拡大を図るため、G F P グローバル産地計画を策定し、他の必要な支援策（ソフト・ハード事業）と連携しつつ、計画の達成に向けた取組の実行、評価、改善（P D C A）を毎年行うことを基本とし、それに資する取組を支援する。</p>	<p>連携体協議会 農林漁業者 農林漁業者の組織する団体 商工業者の組織する団体 市町村 独立行政法人日本貿易振興機構 知事が適当と認める者</p>	<p>(1) 計画策定支援に係る経費 (2) 生産・加工等の体制構築支援に係る経費 (3) G F P グローバル産地計画の事業効果の検証・改善支援に係る経費 (4) その他支援に係る経費</p> <p>※ 次の経費は、上記1～4の経費に含めることができない。</p> <p>ア 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費 イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の交付の決定の前に発生した経費 ウ 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費 エ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 オ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用 カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 キ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期日 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長（全道にわたり事業を行う広域事業者は農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域を対象とする事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
--	--	---	-----------	--	--	--	--